

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を作成したので別紙のとおり公表する。

令和6年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合

第 4 次 広 域 計 画

【令和6年度～令和11年度】

（2024年度～2029年度）



令和6年3月

新潟県後期高齢者医療広域連合

【 目次 】

1	広域計画の趣旨	1
2	広域計画の基本方針	2
3	広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	3
4	広域計画の期間及び改定に関する事	5

資料編

資料1	後期高齢者医療制度	8
資料2	被保険者の状況	10
資料3	後期高齢者医療給付費の状況	12
資料4	広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割	14
資料5	新潟県後期高齢者医療広域連合規約	15

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために、期間を定めて策定するものです。

これまで、広域連合発足に合わせ、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次計画、平成30年3月に第3次計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策を実施してきました。

現在の広域計画の期間が令和5年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、令和6年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（以下「第4次広域計画」という。）を作成します。

2 広域計画の基本方針

第4次広域計画期における基本方針を次のとおり定め、誠実に事業を推進します。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図ります。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4) 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。
- (5) マイナンバーを含む個人情報について、各種法令や情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。

3 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び各種証明書等の交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、各種証明書等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

(5) その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問合せに対応します。

4 広域計画の期間及び改定に関すること

第4次広域計画は、統合的な取組が必要な国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画、広域連合の保健事業実施計画の計画期間及び財政運営期間を勘案し、計画期間を令和6年度から令和11年度までとし、その後も6か年を単位として見直しを行います。

ただし、計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

区分	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
第4次広域計画	6か年計画					
国・医療費適正化計画	6か年計画					
県・地域保健医療計画	6か年計画					
広域連合・保健事業実施計画	6か年計画					
広域連合・財政運営期間	2か年		2か年		2か年	

<用語の説明>

- ・医療費適正化計画：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、住民の健康増進や医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国及び都道府県が作成する計画
- ・地域保健医療計画：都道府県医療費適正化計画と、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画（国が定める医療提供体制の確保を図るための基本的な方針に即して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための計画）とを一体として、新潟県が作成する計画
- ・保健事業実施計画：保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するため、医療保険の保険者が医療費適正化計画等関連する計画との期間を勘案し策定する計画

資 料 編

資料１ 後期高齢者医療制度

- (１) 仕組み
- (２) 財源構成

資料２ 被保険者の状況

- (１) 新潟県全体の被保険者数の推移
- (２) 新潟県内市町村別

資料３ 後期高齢者医療給付費の状況

- (１) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
- (２) 新潟県内市町村別の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

資料４ 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割

資料５ 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

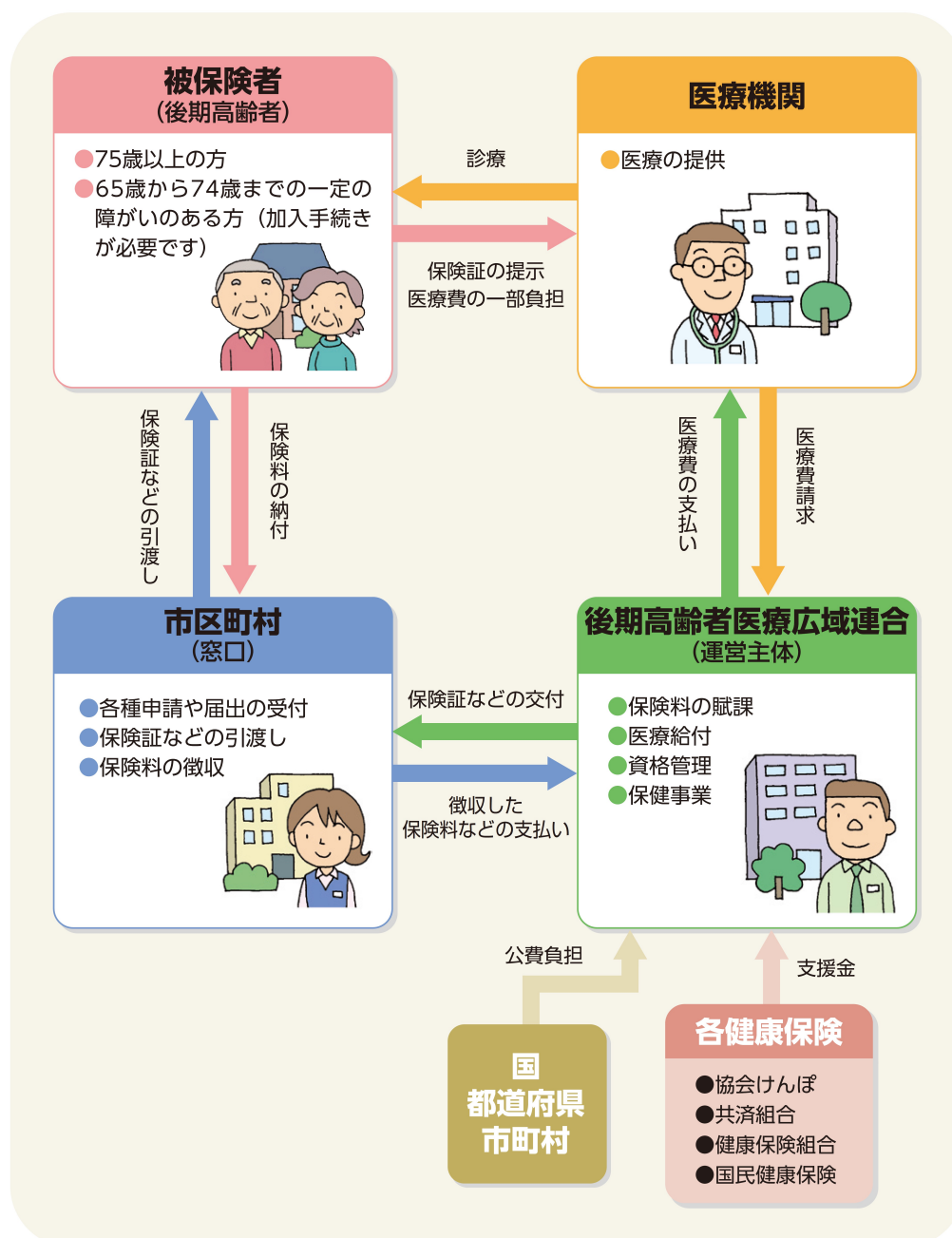
資料 1

後期高齢者医療制度

(1) 仕組み

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

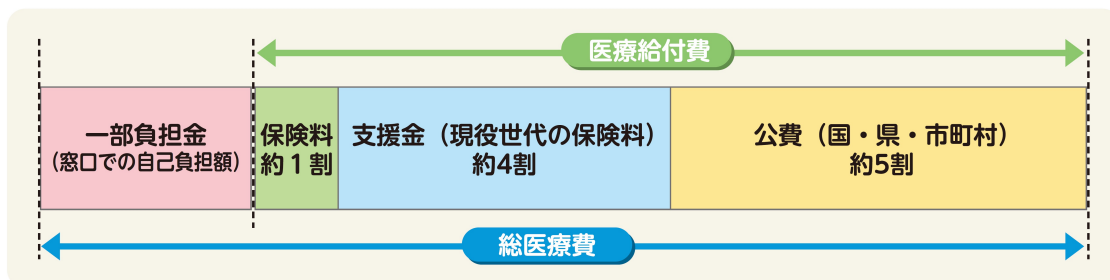
後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



(2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金（現役世代の保険料）で約4割、公費で約5割を負担することとしています。

後期高齢者医療制度の医療費は、下の図のように社会全体で支え合うしくみとなっています。



* 現役並み所得者（一部負担金3割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料 2

被保険者の状況

(1) 新潟県全体の被保険者数の推移

【実績値】

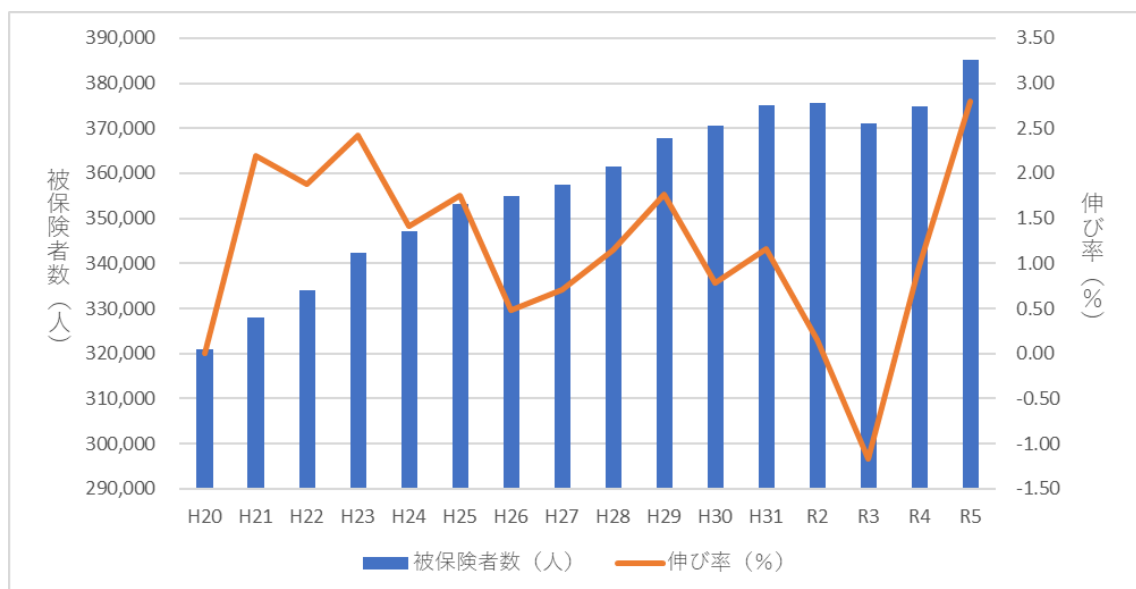
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
被保険者数(人)	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
伸び率(%)	—	2.19	1.88	2.42	1.42

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
被保険者数(人)	353,158	354,835	357,341	361,434	367,803
伸び率(%)	1.75	0.47	0.71	1.15	1.76

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
被保険者数(人)	370,667	374,991	375,558	371,165	374,784
伸び率(%)	0.78	1.17	0.15	▲1.17	0.98

	令和 5 年
被保険者数(人)	385,293
伸び率(%)	2.80

* 被保険者数は、各年 4 月 1 日現在



出典：毎月事業状況報告書（事業月報）各年 4 月 1 日現在

(2) 県内市町村別（令和5年4月1日現在）

市町村名	被保険者数（人）	伸び率（％）	新潟県全体に占める 構成比（％）※
新潟市	122,621	3.53	31.83
長岡市	44,385	3.43	11.52
三条市	16,774	2.41	4.35
柏崎市	14,831	2.26	3.85
新発田市	16,130	2.17	4.19
小千谷市	6,544	3.79	1.70
加茂市	5,241	2.72	1.36
十日町市	11,223	3.20	2.91
見附市	7,153	3.08	1.86
村上市	12,518	1.11	3.25
燕市	13,204	3.08	3.43
糸魚川市	9,447	1.16	2.45
妙高市	6,191	1.48	1.61
五泉市	9,368	2.58	2.43
上越市	33,278	2.90	8.64
阿賀野市	7,164	2.05	1.86
佐渡市	12,454	0.09	3.23
魚沼市	6,835	1.26	1.77
南魚沼市	9,495	2.53	2.46
胎内市	5,351	3.74	1.39
聖籠町	1,757	5.40	0.46
弥彦村	1,300	3.01	0.34
田上町	2,202	4.11	0.57
阿賀町	2,904	▲0.41	0.75
出雲崎町	1,042	0.87	0.27
湯沢町	1,659	4.21	0.43
津南町	2,192	▲0.90	0.57
刈羽村	719	4.35	0.19
関川村	1,224	▲0.24	0.32
粟島浦村	87	▲4.40	0.02
計	385,293	2.80	100.00

※構成比は、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合があります。

出典：毎月事業状況報告書（新潟県後期高齢者医療広域連合 事業月報）

資料 3

後期高齢者医療給付費の状況

(1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

【実績値】

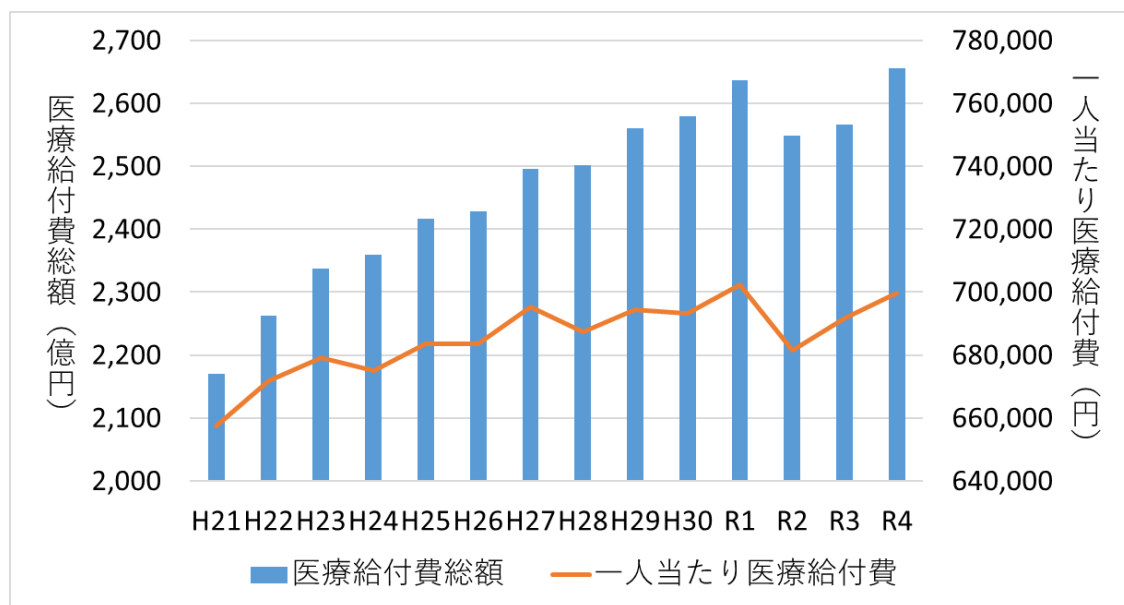
区 分	平成 20 年度 (注 1)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医療給付費総額 (億円)	2,090	2,170	2,263	2,337	2,359
伸び率 (%)	-	3.83	4.29	3.25	0.92
一人当たり医療給付費 (円)	645,428	657,509	671,949	679,047	675,110
伸び率 (%)	-	1.87	2.20	1.06	▲0.58

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療給付費総額 (億円)	2,416	2,429	2,496	2,501	2,561
伸び率 (%)	2.45	0.54	2.74	0.21	2.40
一人当たり医療給付費 (円)	683,425	683,557	695,210	687,284	694,336
伸び率 (%)	1.23	0.02	1.70	▲1.14	1.03

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医療給付費総額 (億円)	2,580	2,637	2,549	2,566	2,655
伸び率 (%)	0.74	2.21	▲3.34	0.67	3.47
一人当たり医療給付費 (円)	693,241	702,366	681,420	691,885	699,558
伸び率 (%)	▲0.16	1.32	▲2.98	1.54	0.01

* 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出

注 1 平成 20 年度は比較のため、旧老人保健制度に基づく 4 月請求分 (3 月診療分) を含む 12 か月分で算出



出典：事業状況報告書 (新潟県後期高齢者医療広域連合 事業年報)

(2) 県内市町村別の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

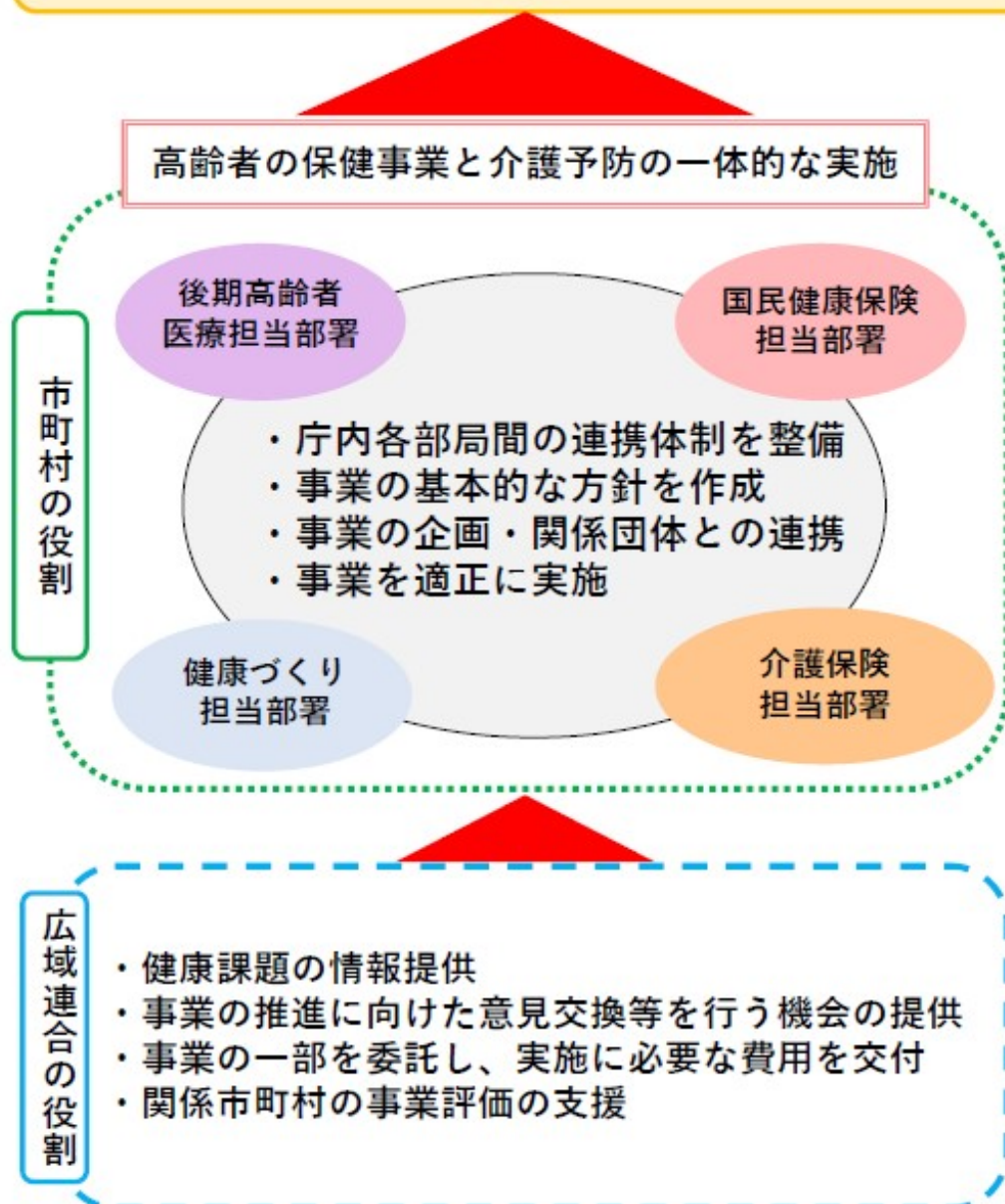
市町村名	令和4年度		一人当たり医療給付費の推移 (円)		
	医療給付費 総額 (千円)	一人当たり 医療給付費 (円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
新潟市	91,887,856	762,783	756,166	739,117	765,091
長岡市	29,549,836	677,935	657,251	645,397	661,903
三条市	10,992,509	663,078	677,325	669,872	688,640
柏崎市	10,146,045	692,468	672,206	694,536	717,443
新発田市	10,746,477	673,212	638,157	621,515	642,120
小千谷市	4,224,028	660,624	655,510	668,916	672,503
加茂市	3,293,500	639,018	640,762	663,026	674,239
十日町市	6,746,011	613,776	584,566	580,170	606,473
見附市	4,822,036	685,143	654,262	654,428	683,213
村上市	8,308,597	668,861	677,315	684,839	720,671
燕市	8,583,316	660,103	661,994	646,978	661,457
糸魚川市	6,474,788	689,982	699,225	696,547	700,873
妙高市	3,768,410	614,649	620,066	616,198	674,052
五泉市	6,505,286	705,027	702,846	677,178	684,517
上越市	21,895,061	668,940	682,794	662,302	694,713
阿賀野市	5,056,898	714,958	700,320	691,978	706,893
佐渡市	7,604,310	609,857	612,101	622,282	635,849
魚沼市	4,676,141	690,511	674,367	656,680	655,304
南魚沼市	6,640,728	711,761	687,476	691,502	688,324
胎内市	3,563,737	679,584	671,909	682,569	694,862
聖籠町	1,160,303	677,352	722,924	675,500	663,900
弥彦村	800,738	621,691	640,332	639,395	657,241
田上町	1,327,130	617,844	615,722	605,166	624,534
阿賀町	2,166,720	741,773	691,048	660,612	704,236
出雲崎町	660,132	637,193	602,485	602,603	597,545
湯沢町	1,043,657	645,827	665,967	607,920	581,312
津南町	1,441,411	654,889	636,195	623,345	611,129
刈羽村	411,671	582,278	652,171	594,204	656,978
関川村	945,458	773,064	721,028	671,524	741,206
栗島浦村	73,017	811,302	696,236	865,243	948,269
計/平均	265,515,805	699,558	691,885	681,420	702,366

出典：医療給付費総額：月別医療費の状況（新潟県後期高齢者医療広域連合）

* 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割

健康寿命の延伸



資料 5

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日
新潟県市町村第1401号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

- 3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び新潟県の支出金
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

(市町村長協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。

4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。

6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附 則（平成20年3月31日新潟県市町村第1357号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日新潟県市町村第1370号）

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年2月8日新潟県知事に届出）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第4次広域計画

令和6年 3月 作成

新潟県後期高齢者医療広域連合
